

証券コード：2183

株式会社リニカル



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面による事前の議決権行使のご活用を是非とも宜しくお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会等の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト：<https://www.linical.co.jp/>

第15回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

開催場所

新大阪ブリックビル3階A会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役11名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

書面による議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

※昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶



代表取締役社長
秦野 和浩

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2005年6月7日、国内大手製薬会社で新薬開発に携わってきたメンバー9名が設立した会社です。以来、一貫して「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」という経営理念のもと、世界市場を舞台とした「真のグローバルCRO」としての地位確立に邁進してまいりました。

設立から15年が経ち、日本・アジア、欧州、米国の3極に充実した拠点を備えることが出来た今、真のグローバルCROとしての地位確立へ向けて3極のシナジー効果による拡大成長を目指してまいります。

製薬業界で世界市場での生き残りをかけた競争が激化する中、より広範囲かつ大規模な国際共同治験に対応できる医薬品開発業務受託機関（CRO）が強く求められています。このような製薬業界のニーズに応えるべく当社グループは、グループ内の関係強化を進め日本発のグローバルCROとして国際共同治験に対応できる体制を強化するとともに、育薬・創薬でもグローバル化に応えられる医薬品開発のグローバルパートナーとして、世界を舞台に競争力向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	2
議決権の行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役11名選任の件	4
第2号議案 監査役2名選任の件	16
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	18
添付書類	
事業報告	19
1. 企業集団の現況	19
2. 株式の状況	29
3. 新株予約権等の状況	29
4. 会社役員の状況	30
5. 会計監査人の状況	33
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	34
7. 会社の支配に関する基本方針	38
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	38
連結計算書類	39
連結貸借対照表	39
連結損益計算書	40
連結株主資本等変動計算書	41
計算書類	42
貸借対照表	42
損益計算書	43
株主資本等変動計算書	44
監査報告	45
連結計算書類に係る会計監査報告	45
計算書類に係る会計監査報告	47
監査役会の監査報告	49
ご参考	51
トップインタビュー	51
リニカルの成長戦略	53

株主各位

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

株式会社リニカル

代表取締役社長 秦野和浩

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には書面による議決権の事前行使を是非ともお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防対策をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル3階A会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役11名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

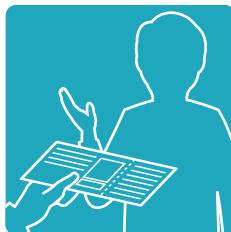
以 上

議決権の行使等についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

当日ご出席の場合

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出



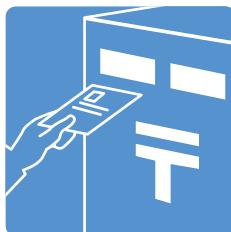
株主総会日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 議事資料として、本招集ご通知のご持参をお願い申し上げます。

ご郵送による議決権行使の場合

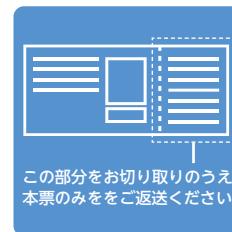
書面による議決権行使



議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

- 同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。



- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.linical.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.linical.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 はた の かず ひろ

1 秦野 和浩 (1965年3月17日生)

再任

所有する当社の株式数
742,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 マルホ(株)開発本部入社
1998年7月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年3月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2004年9月 アウローラ(株)取締役就任
2005年6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）
2010年2月 当社開発本部長
2015年9月 当社経営企画室長（現任）

取締役候補者とした理由等

秦野和浩氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループのグローバル化を推進し、中期的成長への戦略策定と実行、業績について十分な成果を上げており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 つじ もと けい ご

2 辻本 桂吾

(1964年2月22日生)

再任

所有する当社の株式数
1,024,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1986年4月 大日本製薬(株)（現：大日本住友製薬(株)）大阪支店入社
- 1990年8月 協和会総合加納病院入社
- 1993年4月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
- 1999年6月 (株)新日本科学臨床開発部入社
- 1999年8月 イーピーエス(株)臨床開発部入社
- 2001年9月 千寿製薬(株)臨床開発部入社
- 2002年9月 フェリングファーマ(株)開発部入社
- 2007年12月 当社取締役就任
- 2008年2月 当社取締役副社長就任（現任）
- 2008年7月 LINICAL USA, INC. 代表取締役社長就任
- 2009年4月 当社品質管理部長
- 2011年7月 当社国際事業開発室長
- 2015年9月 LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長就任（現任）
LINICAL USA, INC. 取締役就任（現任）
- 2018年4月 Linical Accelovance America, Inc. 取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由等

辻本桂吾氏を取締役候補者とした理由は、同氏は外資系製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、LINICAL Europe Holding GmbH代表取締役社長として当社のグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** **河合** **順** (1968年10月26日生)

再任

所有する当社の株式数
600,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 日本シェーリング(株) (現：バイエル薬品(株)) 研究本部入社
- 1996年11月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
- 1999年 6月 スミスクライン・ビーチャム製薬(株)
(現：グラクソ・スミスクライン(株)) 開発本部入社
- 2001年 7月 塩野義製薬(株)開発本部入社
- 2004年 9月 アウローラ(株)取締役就任
- 2005年12月 当社取締役就任
- 2007年 4月 当社開発副本部長 (大阪)
開発3部長
- 2008年 4月 当社常務取締役就任
- 2013年 5月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長就任
LINICAL KOREA CO., LTD. 代表取締役就任
- 2013年 6月 当社専務取締役就任
- 2016年 6月 当社アジア統括担当 (現任)
当社取締役副社長就任 (現任)
- 2017年 7月 当社品質管理本部長 (現任)
LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事就任
- 2019年 5月 Linical China Co., Ltd. 董事長就任 (現任)
- 2019年 7月 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役就任 (現任)
- 2019年12月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長就任 (現任)

取締役候補者とした理由等

河合 順氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社品質管理本部長、アジア統括担当、LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役として当社の開発業務、営業とグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 たか はし あき ひろ

4 高橋 明宏

(1967年11月13日生)

再任

所有する当社の株式数
741,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4月 富山化学工業(株)研究本部入社
- 1995年 3月 筑波大学大学院・修士課程医科学研究科修了
- 1995年 4月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
- 1999年 3月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
- 2004年 9月 アウローラ(株)取締役就任
- 2005年 6月 当社設立 常務取締役就任
- 2007年 4月 当社専務取締役就任（現任）
Chief Financial Officer (CFO) （現任）兼管理部長
- 2009年 4月 当社管理本部長（現任）
- 2013年 5月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事就任
LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役就任（現任）
- 2019年 5月 Linical China Co., Ltd. 董事就任（現任）
- 2019年11月 Chief Information Officer (CIO) （現任）

取締役候補者とした理由等

高橋明宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の人事総務、経理財務等の管理業務全般を当社管理本部長として担ってきた実績があることから、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

か し
鍛 治よ し お
善 夫

(1956年10月28日生)

再 任

所有する当社の株式数
80,000株**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

- 1982年 4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
- 1995年 7月 同社 ヨーロッパ子会社クリニカルリサーチマネージャー
- 1999年 4月 同社 開発本部臨床推進部プロジェクトマネージャー
- 2003年 7月 同社 開発本部医学調査部大阪医学調査室長
- 2005年 4月 アステラス製薬(株)開発本部臨床開発第4部長
- 2007年 4月 同社 開発本部臨床開発第2部長
- 2007年10月 当社入社 常務執行役員 経営企画室長
- 2008年 7月 LINICAL USA, INC. 取締役就任
- 2009年 6月 当社常務取締役就任（現任）
- 2014年 4月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長就任
- 2014年12月 LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長就任
- 2015年 7月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事就任（現任）
- 2015年 9月 当社育薬事業部長（現任）
- 2018年 4月 Linical Accelovance America, Inc. 取締役就任

取締役候補者とした理由等

鍛治善夫氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で国内外の新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社育薬事業部長として成長が期待される新薬発売後の臨床研究等の受託ビジネスにおける戦略策定と実行並びにグローバル化を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 みや ざき

まさ や

再任

6 宮崎 正哉

(1971年11月16日生)

所有する当社の株式数
600,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1996年 4月 メディテックインターナショナル(株)開発部入社
- 1999年 8月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
- 2003年 3月 フェリングファーマ(株)開発本部入社
- 2006年 6月 当社取締役就任
- 2007年 4月 当社開発副本部長（東京）
- 2013年 6月 当社常務取締役就任（現任）
- 2017年 1月 当社国際事業開発室長
- 2017年 7月 当社開発本部長（現任）
- 2019年 1月 当社国際事業開発本部長
- 2019年 5月 Linical China Co., Ltd. 董事就任（現任）
- 2019年 7月 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役就任（現任）
- 2020年 1月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事就任（現任）

取締役候補者とした理由等

宮崎正哉氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社開発本部長として当社の開発業務と営業を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 さか もと いさ お
7 坂本 勲 勇 (1976年3月25日生)

再任

所有する当社の株式数
 735,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年 4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
- 2005年 7月 当社入社
- 2005年10月 アウローラ(株)監査役就任
- 2007年 4月 当社開発4部長代理
- 2007年 6月 当社取締役就任（現任）
- 2008年 7月 LINICAL USA, INC. 取締役就任
- 2009年 7月 当社開発4部長
- 2013年 5月 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事就任
 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役就任
- 2014年 5月 当社国際事業開発室アジア開発部長
- 2015年 7月 当社がん領域開発受託事業部担当
- 2015年 9月 LINICAL USA, INC. 代表取締役社長就任
- 2016年 4月 当社国際事業開発室グローバルプロジェクトマネジメント部長
 当社国際事業開発室グローバルクリニカルオペレーション部長
- 2017年 4月 当社国際事業開発本部長
- 2018年 4月 Linical Accelovance America, Inc. Chairman & President 就任
- 2018年 7月 LINICAL USA, INC. Chairman, President and CEO 就任（現任）
 Linical Accelovance America, Inc. Chairman, President and CEO 就任（現任）
- 2019年 8月 当社開発本部がん領域事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由等

坂本勲勇氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、LINICAL USA, INC. Chairman, President and CEO、Linical Accelovance America, Inc. Chairman, President and CEOとしてグローバル戦略を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 やま ぐち

8 山 口

し おり

志 織

(1975年11月11日生)

再 任

所有する当社の株式数
80,800株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1998年 4 月 医療法人大道会大道病院入社
- 2000年 4 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部（派遣）
- 2003年 7 月 (株)イーピーリンク（現：(株)EP総合）入社
- 2004年 9 月 アウローラ(株)入社
- 2005年 6 月 当社監査役就任
- 2005年10月 アウローラ(株)取締役就任
- 2007年 6 月 当社入社 監査室長（現任）
- 2009年 6 月 当社取締役就任（現任）
Chief Compliance Officer（CCO）（現任）

取締役候補者とした理由等

山口志織氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験から当社ビジネスに深く精通しており、当社監査室長として社内管理体制を構築してきた実績があり、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

た じり か ず ひ ろ

再 任

9 田 尻 一 裕

(1958年8月11日生)

所有する当社の株式数
7,000株**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

- 1982年 4 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2005年 4 月 アステラス製薬(株)開発本部臨床開発部中枢神経領域グループリーダー
2009年 4 月 同社 開発本部臨床管理部メディカルライティング室長
2010年10月 当社入社
経営企画室CNS領域統括シニアコーディネーター
2011年 2 月 当社開発4部長
2012年 6 月 当社取締役就任（現任）
2012年 7 月 当社中枢神経領域開発受託事業部担当
2016年 7 月 当社創薬事業担当
2018年 7 月 当社中枢神経領域開発受託事業部長
2019年 8 月 当社開発本部中枢神経領域事業部長（現任）

取締役候補者とした理由等

田尻一裕氏を取締役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社開発本部中枢神経領域事業部長として当社の営業を牽引しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 の ぎ も り

まさ ぶみ

10 野木森

雅 郁

(1947年12月21日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1970年 4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
- 1997年 6月 同社 取締役就任
- 1998年 7月 フジサワ ゲーエムベーパー 社長就任
- 2000年 6月 執行役員制導入に伴い藤沢薬品工業(株) 取締役辞任
同社 執行役員就任
- 2001年 4月 同社 執行役員 医薬事業部副事業部長 兼 医薬企画部長
- 2001年 6月 同社 常務執行役員 経営戦略本部長
- 2003年 6月 同社 取締役 常務執行役員就任
- 2004年 6月 同社 取締役 専務執行役員就任
- 2005年 4月 アステラス製薬(株) 代表取締役副社長就任
- 2006年 6月 同社 代表取締役社長就任
- 2011年 6月 同社 代表取締役会長就任
- 2016年 6月 同社 代表取締役会長 退任
- 2017年 6月 (株)ダイセル 社外取締役就任（現任）
三井不動産(株) 社外取締役就任（現任）
- 2017年 7月 当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由等

野木森雅郁氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、アステラス製薬(株)代表取締役社長をはじめ、旧藤沢薬品工業(株)時代から国内外で重職を歴任され、製薬業界への深い知見や豊富な経営経験に加え、コーポレートガバナンスに関する高い見識を有しておられます。これらの点を踏まえ、引き続き社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 おお さわ

11 大澤

あき お

昭夫

(1942年11月21日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1966年 4月 チバ製品(株)（現：ノバルティスファーマ(株)）入社
- 1977年 4月 同社 精神神経科領域製品グループプロダクトマネージャー
- 1980年 9月 同社 チバガイギー社ジャパンデスク（スイス）
- 1987年 7月 同社 医薬事業部マーケティング企画部長
- 1993年 7月 同社 常務取締役医薬事業部長
- 1997年 4月 ノバルティスファーマ(株) 取締役副社長就任
- 1999年 3月 同社 取締役副社長 退任
- 1999年 7月 日本ワイスレダリー(株)（現：ファイザー(株)）取締役副社長就任
- 2002年 3月 同社 取締役副社長 退任
- 2002年 4月 日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 代表取締役社長就任
- 2007年11月 同社 代表取締役社長 退任
同社 顧問就任
- 2008年11月 同社 顧問退任
- 2009年 1月 アタニ(株) 取締役就任
- 2009年 8月 (株)シーエムプラス 顧問就任（現任）
- 2012年12月 アタニ(株) 取締役退任
- 2018年 7月 当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由等

大澤昭夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、複数の外資系大手製薬会社の日本法人において代表取締役社長や取締役副社長などの重職を歴任され、製薬業界への深い知見や豊富な経営経験に加え、コーポレートガバナンスに関する高い見識を有しておられます。これらの点を踏まえ、引き続き社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、野木森雅郁氏は3年、大澤昭夫氏は2年となります。
3. 野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役大保 同氏及び石井政弥氏の2名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 し も む ら きょう い ち

1 下村 恭一

(1944年1月15日生)

社 外

新 任

独立役員

所有する当社の株式数
4,500株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1971年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
 1993年4月 同社 開発第一研究所所長
 1996年7月 同社 筑波研究所所長 兼 探索研究所所長
 1998年10月 同社 薬理研究所シニアリサーチャー
 1998年12月 同社 退職
 参天製薬(株)入社 理事 開発研究本部長
 1999年7月 同社 執行役員 開発研究本部長
 2002年12月 同社 執行役員 研究開発センター長
 2004年12月 同社 定年退職
 2005年4月 就実大学薬学部 教授
 2009年3月 同大学 定年退職
 2009年4月 同大学 非常勤講師
 2010年1月 当社アドバイザー就任

社外監査役候補者とした理由等

下村恭一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社において、研究所所長や執行役員研究開発センター長として新薬の研究開発を率いた経験を有されており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 むら か み ゆ う い ち

社 外

新 任

独立役員

2 村上 祐一 (1957年8月23日生)

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1981年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
- 2011年4月 同社 経理部長
- 2013年6月 同社 経理部長 兼 アステラス・アムジェン・バイオフィーマ(株)（現：アムジェン(株)） 監査役
- 2017年7月 (株)マーベラス 入社
- 2017年10月 同社 管理統括本部 経理財務部長（現任）
- 2017年11月 (株)ジー・モード 監査役就任（現任）

社外監査役候補者とした理由等

村上祐一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその子会社の監査役を務めた経験を有されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 村上祐一氏の監査役就任日は、2020年7月1日を予定しております。
 - 3. 当社は、下村恭一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - 4. 下村恭一氏及び村上祐一氏は社外監査役候補者であります。
 - 5. 下村恭一氏及び村上祐一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届ける予定であります。
 - 6. 村上祐一氏は現在、(株)マーベラスの管理統括本部 経理財務部長であります。2020年6月30日付で同社を退職する予定であります。また、同社子会社の(株)ジー・モードの監査役であります。2020年6月30日付で退任する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

いの うえ あつ お
井上 敦郎 (1940年4月11日生)

社 外

所有する当社の株式数
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1965年4月 第一製薬(株)（現：第一三共(株)）入社

1995年6月 同社 取締役就任

1999年6月 同社 常務取締役就任

2005年6月 第一三共(株)常勤監査役就任

2007年6月 同社 顧問就任

2009年6月 同社 退職

2010年1月 当社アドバイザー就任（現任）

社外監査役候補者とした理由等

井上敦郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は第一製薬(株)（現：第一三共(株)）において、常務取締役として国際事業や開発部門等を担当され、また、第一三共(株)では常勤監査役を経験されており、両社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 井上敦郎氏は、2010年1月より当社との間でアドバイザー契約を締結しております。なお、当社社外監査役に就任することとなった際には、同契約を解消する旨の覚書を締結しております。
2. 井上敦郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 井上敦郎氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦、欧州における英国のBrexit、フランスでの年金制度改革に反対する大規模なストライキ等の不安定要因もあり、各国で景気の減速が見られました。また、我が国経済につきましても、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和策などを背景に、雇用・所得環境の改善が継続し、緩やかな回復基調を保ってきましたが、消費税増税の影響などもあり景気の減速が見られました。さらに、これに加えて、当第4四半期における新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、経済活動は停滞し、世界経済の先行きに対する不透明感が急速に高まっております。

医薬品業界におきましては、増大する医療費の抑制は各国共通の課題となっており、保険者の影響力の高まりや後発医薬品の使用促進などの動きが加速しております。日本においては、2018年度から実施されている抜本的薬価制度改革では、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の抜本の見直しや長期収載品の薬価等の見直しなど、新薬創出を目指す製薬会社に経営的側面から大きなインパクトを与えており、手持ちのパイプライン品目の見直しを迫られるなど、新薬開発の生産性や効率性の向上が求められております。他方、治療満足度の低い疾患や希少疾病用医薬品へのニーズは依然として数多く存在しており、革新性の高い医薬品は待ち望まれております。日本では、希少疾病用医薬品指定制度、先駆け審査指定制度、条件付き早期承認制度も運用されるに至っており、米国、欧州の規制当局も同様に優遇政策を導入しております。このような環境下において、製薬会社は主力製品の特許切れ問題への対応も含め、革新的新薬の創出に向け、ビジネスモデルや研究開発活動の転換を加速するものと思われれます。

当社グループが属する医薬品開発業務受託（CRO；Contract Research Organization）業界は、医薬品開発のアウトソーシング化及び国際共同治験（注）の増加を背景として、市場規模は緩やかに拡大しております。また、上述の医薬品業界の状況を踏まえると、製薬会社は革新的新薬の創出並びにその生産性や効率性を更に向上させるため、医薬品開発のアウトソーシングを一層加速させることが見込まれます。



以上のような事業環境の下、当連結会計年度の当社グループにおきましては、日亜米欧のグローバル受託体制の進展により複数の国際共同治験案件を獲得し各国で実施しておりましたが、当第4四半期に世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、医療機関への訪問規制などにより一部治験業務の実施が困難となったことや新規獲得案件の治験開始時期に遅延があったことにより売上の計上に期ズレが生じた他、製薬会社で新規開発案件の一時凍結が起きました。また、当第3四半期にはフランスで大規模なストライキがあったことで治験業務の実施に遅延が生じたことや、会社の想定を上回る円高水準で為替相場が推移した結果、海外子会社の売上高が日本円換算で目減りしたことなどもあり、売上高は当初の想定を下回ることとなりました。また、上記理由による売上高の減少に加え、Linical Accelovance America, Inc. (以下、LAA社) の前身であるAccelovance, Inc.社が買収以前に受託していた案件に関する仲裁やLAA社の売主との交渉等に関連する弁護士報酬など営業活動に直接関連しない費用が発生したことや、円高の進行により外貨預金等に為替差損が発生したことにより利益も当初の想定を下回りました。

一方、米国においては、マネジメントや営業体制の強化、リストラクチャリングによるコスト削減の成果は着実に発現し、のれんの償却費や上記の弁護士報酬等を除いた営業利益が黒字化を達成しました。さらに来期以降の売上に貢献する受注残高も前期末に比して大幅に増加しております。新型コロナウイルス感染症からの米国経済の再始動時期に対する不透明要因はありますが来期以降に期待もてる状況となっております。欧州においては、LAA社の欧州子会社をLINICAL Europe Holding GmbHに統合するグループ内組織再編を実施し、再編費用は発生したもののグループ管理の実効性と意思決定の迅速性が大きく向上しました。韓国においては、日本からの国際共同治験案件の新規獲得や、現地の製薬会社からの受注獲得も好調だったことに加え、前期でのれんの償却が完了したことから売上及び利益が当初の想定を上回りました。韓国子会社は2020年3月にImmuneMed Inc. (韓国カンウォンド市) との間で新型コロナウイルス感染症治療薬の韓国内での治験業務を受託するなど、韓国内での受注獲得力が大きく向上しております。中国においては、2019年5月末に上海に子会社の設立を完了して営業を開始し、さらに2020年2月には当該子会社の北京支店を開設しました。設立当初は立ち上げコストなど費用が先行しましたが、直近では単月黒字化を達成しております。巨大な中国市場を当社のグローバル受託体制に組み込みさらなる発展を目指してまいります。さらに、現在、新型コロナウイルス感染症からの各国経済の再始動時期を見据え、Webを用いたリモートの営業活動等により新型コロナウイルス感染症のワクチンや治療薬を含む新規受注の深耕を各国で実施し複数の打診を受けております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は10,935百万円（前年同期比3.3%減）となりました。営業利益は1,005百万円（前年同期比17.1%減）となりました。経常利益は前期は円安により外貨預金等に67百万円の為替差益が発生したのに対して、当期は円高により外貨預金等に為替差損48百万円等が発生したため918百万円（前年同期比26.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純

利益は、2019年10月18日に「当社海外子会社に対する仲裁の申立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、米国での仲裁対応のための弁護士報酬等の費用が発生したことやグループ管理の実効性強化と意思決定の迅速化のため、LAA社の欧州子会社をLINICAL Europe Holding GmbHに統合するグループ内組織再編に関連する費用が発生したことから482百万円（前年同期比15.0%減）となりました。

(注) 「国際共同治験」とは、主要市場国における早期・同時上市を図るため、臨床試験を複数の国または地域において同時並行的に行うことをいいます。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2017年3月期)	第13期 (2018年3月期)	第14期 (2019年3月期)	第15期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高 (百万円)	8,355	9,113	11,313	10,935
経常利益 (百万円)	2,076	1,826	1,253	918
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,447	1,295	568	482
1株当たり当期純利益 (円)	63.59	57.02	25.09	21.38
総資産 (百万円)	8,300	9,247	13,259	14,260
純資産 (百万円)	4,096	5,204	5,250	5,338
1株当たり純資産額 (円)	179.97	229.02	232.48	236.37

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

◆ 売上高

(百万円)



◆ 経常利益

(百万円)



◆ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



◆ 総資産

(百万円)



◆ 純資産

(百万円)



◆ 1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額

(円)



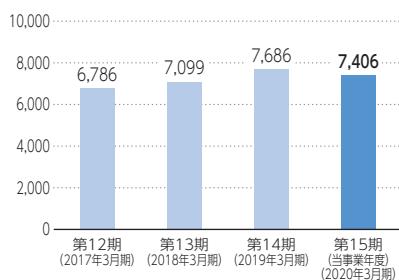
②当社の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2017年3月期)	第13期 (2018年3月期)	第14期 (2019年3月期)	第15期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	6,786	7,099	7,686	7,406
経常利益 (百万円)	1,943	1,718	1,708	923
当期純利益 (百万円)	1,298	1,132	1,135	527
1株当たり当期純利益 (円)	57.05	49.84	50.12	23.37
総資産 (百万円)	7,831	8,531	12,469	12,189
純資産 (百万円)	4,503	5,351	5,984	6,274
1株当たり純資産額 (円)	197.86	235.50	264.98	277.82

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

◆ 売上高

(百万円)



◆ 経常利益

(百万円)



◆ 当期純利益

(百万円)



◆ 総資産

(百万円)

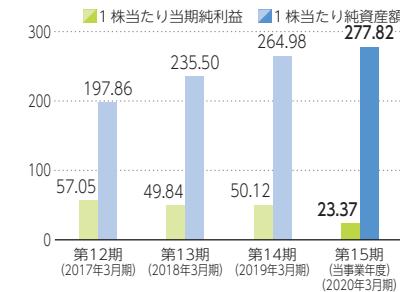


◆ 純資産

(百万円)



◆ 1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額 (円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	CRO事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	CRO事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	CRO事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	CRO事業
Linical Accelovance America, Inc.	108千USドル	100%	CRO事業

(注) 当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。近年、国内外の製薬会社はその生命線である新薬の創出のため、グローバルでの企業統合、買収等により、開発候補品の充実を目指しています。また、新薬開発における投資効率を最大化するためには実質的な特許期間、すなわち後発品出現までの期間を最大化する必要がありますが、そのために国際共同治験を活用し、主要市場国における早期・同時発売を図ることは避けられない状況となっております。この状況に対応していくため、当社グループでも経営施策を機動的かつ柔軟に展開していくことが要求されております。当社グループにおきましては、継続的な売上高及び利益の拡大、それを支える内部管理体制の充実を図るため、以下の課題を柱として取り組み、成長を期してまいります。

①国際共同治験実施への体制強化

当社グループは特定業務への特化、特定治験段階への特化を推進することによって構築した治験の各業務における技術を世界に展開することで、海外における研究開発に積極的な国内製薬会社に対して、日本国内と同水準のCROサービスを海外においても提供しております。

2018年4月、当社米国子会社が米国のCROであるAccelovance, Inc. (Linical Accelovance America, Inc.に商号変更済み) を子会社化し、世界最大の市場である米国での当社グループの機能強化を図りました。これにより、日本・アジア、米国、欧州の3極を枢軸とする国際共同治験に対応する体制を一層充実させました。さらに、2019年5月には中国上海に新たに子会社を設立しております。

現在、米国、ドイツ、フランス、スペイン、イギリス、オランダ、ポーランド、チェコ、ルーマニア、中国、韓国、台湾、シンガポール等に現地法人を有しており、今後も、これらの国における国際共同治験の実施ニーズに合わせて規模拡大、機能強化を行い、現地法人の国際共同治験に対応できる体制を一層強化してまいります。

一方で、国際共同治験の実施には、参加国における規制当局の考え方、医療保険制度、医療機関の体制、治験に対する患者側の参加姿勢など、様々な環境の違いがあります。当社グループにおいても、各拠点の環境の相互理解に基づく手順やシステムの統合、プロジェクトマネジメントの強化は、喫緊の課題となっております。

②モニタリング業務の品質の向上・維持

当社グループの主要な業務でありますモニタリング業務の品質を向上・維持することは、製薬会社との良好な信頼関係を構築し、経営基盤を安定化するうえで最重要の課題であります。そのため、人事考課制度を含めたマネジメントシステム、研修システムのさらなる充実化、ITシステム等を活用したモニタリングの効率化、及び品質管理部門や当社独自の組織であるプロジェクト・コミッティーの機能を強

化することにより、モニタリング業務、ひいては臨床試験の品質の向上・維持に努めてまいります。
なお、プロジェクト・コミッティーとは、受託業務に係る品質を担保するために設置されている社内の組織であり、受託した治験実施計画書に対して事前に当社グループとして特に留意すべき点の確認・指示を行います。また、国際共同治験の増加に伴い、治験実施計画書の日本における実施可能性の検討や代替案の提示など役割範囲が拡大しております。構成メンバーは、臨床試験を主体とする開発業務に精通した経験者及び社外の医師から成り、グローバル化した当社グループの全社的な品質の向上と標準化に貢献するものとなっております。

③医薬品製造販売後支援事業への展開

当社グループは、CRO事業で取り組む医薬品開発業務の下流に位置する発売後の市場において、医薬品製造販売後の支援業務を行う育薬事業を展開しており、臨床研究等の企画、モニタリング業務、監査業務など複数の案件を受託しております。

また、日本では、2018年4月に臨床研究法が施行され、発売後の医薬品に関する臨床研究は、治験とほぼ同様のルールによる規制を受けることになりました。この臨床研究法は、治験と同様に臨床研究においても責任の所在を明確化しデータの信頼性を確保するためのものとなっており、これによって客観性とリソースを確保するためのアウトソーシングニーズが拡大してきております。育薬事業にとっても大きなビジネスチャンスであり、CRO事業で得たノウハウ等を利用することにより、CRO事業同様、育薬事業においても高い品質のサービスを提供できるよう対応してまいります。

④優秀な人材の確保と育成

モニタリング業務の受託を拡大するにあたり、その業務の中心となる優秀なCRA^(注)の確保及び育成は必要不可欠であります。また国際共同治験の増加に伴い、これらに特有の業務や、各国間のプロジェクトマネジメント業務が増大いたします。このための人材育成も喫緊の課題であります。

(注) CRA (Clinical Research Associate) とは、臨床開発モニターと訳されます。医薬品開発段階での治験が、薬機法 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) その他の関連法令及び治験実施計画書を遵守して行われているかどうかを監視 (モニタリング) する担当者のことをいいます。

⑤財務基盤の安定化

当社グループは、各事業において利益率の高いモニタリング業務を中心に高品質なサービスを提供し続け、リピートで業務を受託することにより高い収益性の確保を目指します。また、予算実績管理及びコスト管理を徹底することにより内部留保の充実を図り、優秀な人材の確保、国際共同治験への体制構築等、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資に備えてまいります。

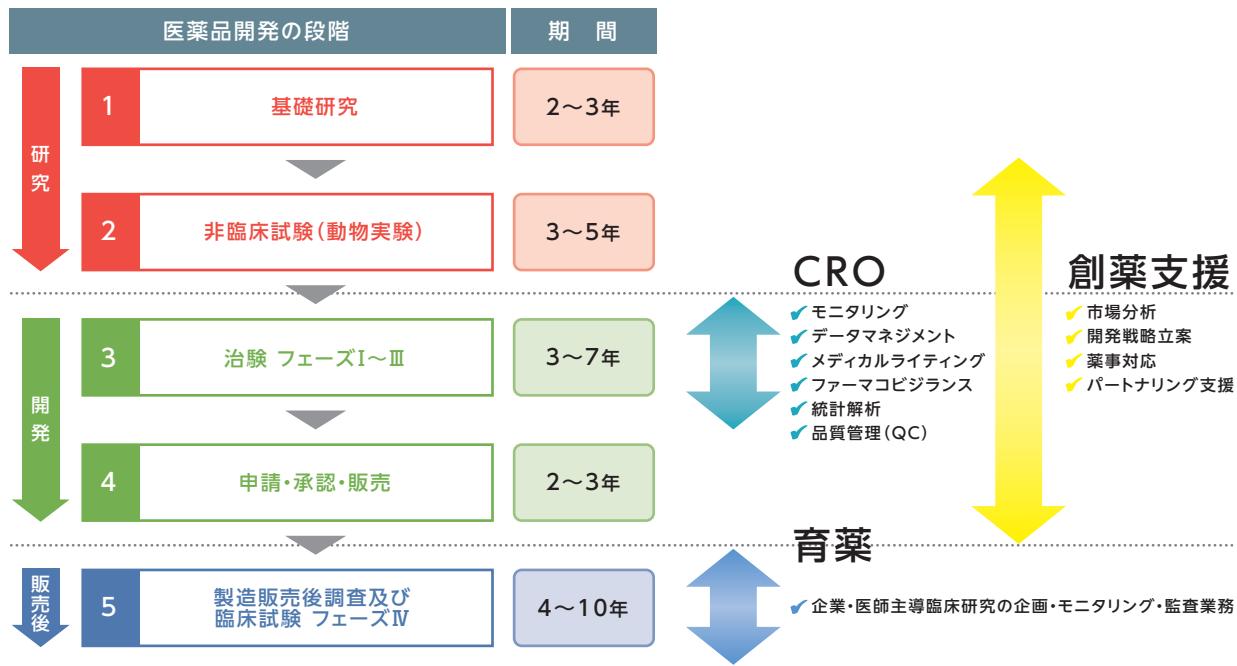
(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業と医薬品製造販売後支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託 (CRO事業)	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務 ^(注) を中心に、品質管理、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランスなどの業務、さらには治験の企画や薬事対応、承認申請などに関するコンサルティング業務を創薬支援として行っています。
医薬品製造販売後支援 (育薬事業)	当社グループの柱の事業であるCRO事業の強みを活かし、企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、製造販売後の企画業務・モニタリング業務・監査業務を行っています。

(注) モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者様の組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。



(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

大阪本社	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
東京オフィス	東京都港区東新橋一丁目9番2号

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
C R O 事業	673名	22名増
育 業 事 業	61名	7名増
全社 (共通)	108名	10名減
合計	842名	19名増

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
477名	5名増	32.9歳	5年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,388,356千円
株式会社みずほ銀行	1,213,376
株式会社三菱UFJ銀行	1,225,010
株式会社りそな銀行	163,376
株式会社池田泉州銀行	163,376

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 49,600,000株

(2) 発行済株式の総数 24,740,000株

(3) 株主数 4,135名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 秦野	4,491千株	19.88%
株式会社 高橋	1,987	8.80
高木 幸一	1,200	5.31
辻本 桂吾	1,024	4.53
株式会社 坂本	805	3.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	747	3.30
秦野 和浩	742	3.28
高橋 明宏	741	3.28
坂本 勲勇	735	3.25
河合 順	600	2.65

(注) 1. 当社は、自己株式を2,153,445株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秦 野 和 浩	経営企画室長
取締役副社長	辻 本 桂 吾	LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長 LINICAL USA, INC. 取締役 Linical Accelovance America, Inc. 取締役
取締役副社長	河 合 順	品質管理本部長 アジア統括担当 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役 Linical China Co., Ltd. 董事長
専務取締役	高 橋 明 宏	Chief Financial Officer (CFO) Chief Information Officer (CIO) 管理本部長 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役 Linical China Co., Ltd. 董事
常務取締役	鍛 冶 善 夫	育薬事業部長 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
常務取締役	宮 崎 正 哉	開発本部長 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事 Linical China Co., Ltd. 董事
取締役	坂 本 勲 勇	開発本部がん領域事業部担当 LINICAL USA, INC. Chairman, President and CEO Linical Accelovance America, Inc. Chairman, President and CEO
取締役	山 口 志 織	Chief Compliance Officer (CCO) 監査室長
取締役	田 尻 一 裕	開発本部中枢神経領域事業部長
取締役	野 木 森 雅 郁	三井不動産株式会社 社外取締役 株式会社ダイセル 社外取締役
取締役	大 澤 昭 夫	株式会社シーエムプラス 顧問
常勤監査役	石 井 政 弥	
常勤監査役	大 保 同	
常勤監査役	中 島 与 志 明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監査役 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事

- (注) 1. 取締役野木森雅郁氏及び取締役大澤昭夫氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役石井政弥氏、常勤監査役大保 同氏及び常勤監査役中島与志明氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役野木森雅郁氏、取締役大澤昭夫氏、常勤監査役石井政弥氏、常勤監査役大保 同氏及び常勤監査役中島与志明氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役石井政弥氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	11名 (2)	288百万円 (14)
監 （うち社外監査役）	3 (3)	56 (56)
合 （うち社外役員計）	14 (5)	345 (71)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	他の法人等との関係
取 締 役	野木 森 雅 郁	三井不動産株式会社 社外取締役、 株式会社ダイセル 社外取締役	当社と特別な関係は ありません
取 締 役	大 澤 昭 夫	株式会社シーエムプラス 顧問	当社と特別な関係は ありません
監 査 役	中 島 与 志 明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監査役 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事	全て当社の子会社で あります

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	野木 森 雅 郁	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社での代表取締役社長等を歴任し培った会社経営に対する豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
取締役	大 澤 昭 夫	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、外資系大手製薬会社の日本法人での代表取締役社長等を歴任し培った会社経営に対する豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	石 井 政 弥	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社での常勤監査役としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会16回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。
監査役	大 保 同	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社での常務取締役研究開発本部長としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会16回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。
監査役	中 島 与 志 明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社等での執行役員としての豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会16回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役野木森雅郁氏及び取締役大澤昭夫氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50,317千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,317千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるように、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。
- ②当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役はコンプライアンス体制の推進及び問題点の改善に努める。
- ③当社の監査役は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備状況の確認と問題点の把握、改善に努める。
- ④当社は、代表取締役社長直轄の組織として監査室を設置し、当室は監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。
- ⑤当社は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築及び運用状況を継続的に評価することにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、コンプライアンスに反する行為の早期発見、是正に努める。
- ⑦当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生 of 未然防止に努める。重大な経営リスクが顕在化したときには、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。
- ②当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針を共有し、業務の適正を確保する。
- ②当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。
- ③当社及びグループ各社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため企業行動規範の周知徹底を図る。
- ④当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。
- ⑤当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。
- ⑥当社は、「関係会社管理規程」により、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」及び「社内通報マニュアル」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 当社の監査役は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、「社内通報マニュアル」に従い、その対応を行う。
- ③ 当社は、取締役及び使用人から上記に係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。
- ④ 当社は、第三者からの通報を当社ホームページ上のお問い合わせ窓口（メール）、電話等で受け付けたとき、必要ある場合は監査役へ報告する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。
- ② 当社の監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、監査室と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、共通の経営理念、企業行動規範を定め、グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、当社は監査役、コンプライアンス担当役員及び監査室が効

率的に連携することにより、コンプライアンス体制の強化を図り、法令遵守のみならず企業倫理の観点からリスクの把握に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等について、法令に従い適切に保存しております。また、その他重要書類についても、各種規程類にその保存条件を定め、適切に保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント手法の周知・運用を行っております。この他、リスク対応委員会を開催し、リスク情報の共有・早期解決に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」等において、取締役会による決議事項等の意思決定のルールを明確にし、これに基づき運用を行っております。当事業年度は、取締役会を計13回、経営会議を計12回開催し、審議を行い、効率的かつ妥当性のある意思決定の実現に努めました。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務執行に関して、経営企画室が主体となりグループ各社の管理を行っております。また、当社取締役会は、定例取締役会において毎月、グループ各社の業務執行及び財務状況について報告を受け、確認を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が監査機能を十分に発揮するために、その職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを設置しております。監査役スタッフは、監査役からの指示に従い、監査役会事務局等の業務を遂行しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役スタッフは、業務執行から独立し、監査役の指揮命令に従い、監査役関連業務を遂行しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社取締役は、「監査役会規程」等の社内規程に基づき、重要事項について監査役に報告を行っております。また、当社は社内通報制度を整備しており、その運用状況について監査役会へ報告を行っております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の遂行のため発生する費用について請求があった場合は、速やかに当該費用の支払いを行っております。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役の業務の執行状況や会社の意思決定プロセスの確認を行うため、経営会議、取締役会等の重要会議への出席、稟議書類や決算関連書類等の重要文書の閲覧を行っております。また、監査役会において監査室から内部監査の実施状況について報告を受け、当社内におけるリスクの把握と効率的な監査役職務の実施に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元を努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様への期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり14円00銭とさせていただきます。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,517,469	流 動 負 債	5,128,308
現金及び預金	5,210,902	短期借入金	1,050,000
売掛金	2,057,439	1年内返済予定の長期借入金	419,976
前払費用	140,172	未払金	657,293
立替金	821,450	未払費用	403,171
その他	319,351	未払法人税等	84,515
貸倒引当金	△31,846	未払消費税等	56,730
固 定 資 産	5,743,517	前受金	1,534,089
有 形 固 定 資 産	741,801	預り金	646,133
建物附属設備	51,545	賞与引当金	182,933
工具、器具及び備品	136,389	その他	93,465
リース資産	553,865	固 定 負 債	3,793,927
無 形 固 定 資 産	4,033,707	長期借入金	2,683,518
のれん	3,832,686	リース債務	495,978
その他	201,020	退職給付に係る負債	563,236
投資その他の資産	968,008	その他	51,194
投資有価証券	291,980	負 債 合 計	8,922,235
長期前払費用	952	純 資 産 の 部	
差入保証金	455,084	株主資本	5,534,198
繰延税金資産	219,990	資本金	214,043
資 産 合 計	14,260,986	資本剰余金	50,423
		利益剰余金	5,927,102
		自己株式	△657,371
		その他の包括利益累計額	△195,447
		その他有価証券評価差額金	32,503
		為替換算調整勘定	△222,327
		退職給付に係る調整累計額	△5,624
		純 資 産 合 計	5,338,750
		負 債 純 資 産 合 計	14,260,986

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,935,241
売上原価	7,404,683
売上総利益	3,530,558
販売費及び一般管理費	2,525,322
営業利益	1,005,235
営業外収益	
受取利息	1,214
営業外費用	
支払利息	15,170
為替差損	48,805
投資有価証券評価損	16,320
その他	7,995
経常利益	918,158
特別損失	
事業構造改善費用	39,109
仲裁関連費用	70,811
税金等調整前当期純利益	808,237
法人税、住民税及び事業税	344,784
法人税等調整額	△19,537
当期純利益	482,990
親会社株主に帰属する当期純利益	482,990

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	214,043	73,000	5,715,150	△657,371	5,344,822
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△271,038		△271,038
親会社株主に帰属する当期純利益			482,990		482,990
組織再編による減少		△22,576			△22,576
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△22,576	211,952	-	189,375
当 期 末 残 高	214,043	50,423	5,927,102	△657,371	5,534,198

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△722	△73,446	△19,820	△93,989	5,250,832
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△271,038
親会社株主に帰属する当期純利益					482,990
組織再編による減少					△22,576
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	33,226	△148,880	14,196	△101,457	△101,457
当 期 変 動 額 合 計	33,226	△148,880	14,196	△101,457	87,918
当 期 末 残 高	32,503	△222,327	△5,624	△195,447	5,338,750

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,816,596	流 動 負 債	2,733,279
現金及び預金	2,372,186	短期借入金	1,050,000
売掛金	1,393,286	1年内返済予定の長期借入金	419,976
前払費用	72,236	未払金	437,014
短期貸付金	178,388	未払費用	102,307
立替金	628,797	未払法人税等	38,000
その他	171,700	未払消費税等	53,978
固 定 資 産	7,373,115	前受金	26,355
有 形 固 定 資 産	57,811	預り金	436,598
建物附属設備	40,513	リース債務	1,937
工具、器具及び備品	15,751	賞与引当金	166,103
リース資産	1,546	その他	1,008
無 形 固 定 資 産	5,991	固 定 負 債	3,181,529
ソフトウェア	5,991	長期借入金	2,683,518
投 資 そ の 他 の 資 産	7,309,312	リース債務	530
投資有価証券	291,980	退職給付引当金	497,480
関係会社株式	4,398,202	負 債 合 計	5,914,809
長期貸付金	2,021,727	純 資 産 の 部	
長期前払費用	952	株 主 資 本	6,242,398
差入保証金	391,259	資 本 金	214,043
繰延税金資産	205,190	資 本 剰 余 金	73,000
資 産 合 計	12,189,711	資 本 準 備 金	73,000
		利 益 剰 余 金	6,612,727
		その他利益剰余金	6,612,727
		別 途 積 立 金	11,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,601,727
		自 己 株 式	△657,371
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	32,503
		その他有価証券評価差額金	32,503
		純 資 産 合 計	6,274,902
		負 債 純 資 産 合 計	12,189,711

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,406,639
売上原価	5,365,376
売上総利益	2,041,262
販売費及び一般管理費	1,087,386
営業利益	953,876
営業外収益	
受取利息	63,379
その他	179
営業外費用	
支払利息	9,884
為替差損	67,111
投資有価証券評価損	16,320
その他	639
経常利益	923,478
特別損失	
事業構造改善費用	14,401
税引前当期純利益	909,077
法人税、住民税及び事業税	293,862
法人税等調整額	87,463
当期純利益	527,751

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合
当 期 首 残 高	214,043	73,000	73,000	11,000	6,345,014	6,356,014
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△271,038	△271,038
当期純利益					527,751	527,751
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	256,712	256,712
当 期 末 残 高	214,043	73,000	73,000	11,000	6,601,727	6,612,727

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△657,371	5,985,685	△722	△722	5,984,963
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△271,038			△271,038
当期純利益		527,751			527,751
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			33,226	33,226	33,226
当期変動額合計	—	256,712	33,226	33,226	289,939
当 期 末 残 高	△657,371	6,242,398	32,503	32,503	6,274,902

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2020年5月26日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 見 勝 文 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リニカルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2020年5月26日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 見 勝 文 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リニカルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、重点監査項目として、企業倫理と法令順守、リスク管理及び内部統制システムの有効性評価を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社リニカル 監査役会

常勤監査役 石井政弥 ㊟

常勤監査役 大保同 ㊟

常勤監査役 中島与志明 ㊟

(注) 監査役石井政弥、大保同及び中島与志明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

Q 第15期の業績と総括をお願いします。

A 今期は、日亜米欧のグローバル受託体制の進展により複数の国際共同治験案件を獲得し各国で実施していましたが、第4四半期に世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響や想定を上回る円高水準で為替相場が推移した結果、海外子会社の売上が日本円換算で目減りしたことなどから減収減益となりました。しかし、そのような中でも期待は芽吹いており、米国は買収した子会社の営業力・管理体制の強化やコスト削減の効果が発現を始め、のれんの償却費や弁護士報酬を除いた営業利益が黒字化を達成しました。さらに、来期以降の売上に貢献する受注残高も前期末に比べて大幅に増加しております。欧州はLINICAL Europeが買収後6期連続して黒字を計上し成長を続けておりますが、買収した米国子会社の欧州子会社を統合することで欧州部門の成長加速と管理の実効性、意思決定の迅速性の向上を図りました。韓国は好調な業績に加え、2020年3月に韓国の製薬会社との間で新型コロナウイルス感染症治療薬の韓国内での治験業務を受託するなど、韓国内での受注獲得力が大きく向上しております。

Q 新型コロナウイルス感染拡大による影響をお聞かせ下さい。

A 当社事業に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響ですが、これは短期と中長期で考える必要があります。短期では医療機関への訪問停止などで治験業務の一部が実施できないことや新規の治験の開始時期の遅延などにより、世界各国で非常に大きな影響が出ております。しかし、新型コロナウイルス感染症という人類の脅威に対する医薬品開発の挑戦は旺盛で、当社も2020年3月に韓国子会社が受託した新型コロナウイルス感染症治療薬の治験案件や米国で契約手続き中の案件などが始まっています。中長期では、先の新型インフルエンザの流行後と同様に、新型コロナウイルス感染症のワクチンや治療薬の開発が加速し、当社サービスを通じた社会への貢献機会が増加すると想定しています。



代表取締役社長
秦野 和浩

次の成長路線へ向け 日亜・欧・米の3極体制の強化を継続

グローバルCROとして3極間シナジーによる
受注獲得を加速する。

当期の ポイント

- 米国拠点の収益貢献化を促進
- 中国拠点を強化しサービス基盤を強化

経営理念

医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。

Q 新型コロナウイルス助け合い基金への支援についてお聞かせください。

A 新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび、感染拡大により困難な生活環境におられる皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染者の治療に取り組んでいただいている医療従事者の方々や、このような困難な状況下で医療体制の継続にご尽力いただいている多くの医療従事者・関係者の方々に心よりお礼を申し上げます。

当社は2005年6月に大阪で創業以来、医薬品開発を生業として成長してまいりました。当社は経営理念でステークホルダーである医療機関で働く方々の幸せを追求することも掲げており、新型コロナウイルス感染症に関する医療や療養に携わる医療従事者等の活動を支援するため大阪府が創設した「新型コロナウイルス助け合い基金」の趣旨に賛同し、寄付を実施しました。これが新型コロナウイルス感染者の治療に取り組んでいただいている医療従事者の方々の一助となることを心から願っております。

Q 第16期の取組みと目標をお聞かせください。

A 第16期は世界的な新型コロナウイルス感染拡大による経済活動停止の余波が当社業績にも非常に大きな影響を及ぼすものと想定しています。現在、世界的に医療機関への訪問規制などにより一部治験業務の実施が困難となっていることや新規獲得案件の治験開始時期の遅延が起っており、第16期上期は受注残高を想定どおり売上として回収することが難しい状況です。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の収束を見込む下期には受注残高の回収計画が立案可能となり、経営は安定化すると見込んでいます。

また、15期に取組んだ米国事業の立て直し、欧州事業の再編による組織管理体制の強化、中国市場への進出により当社の日亜米欧のグローバル受託体制は一層強化されており、これは製薬会社の製品開発、ひいては病と闘う患者様に大きく貢献できるものと考えています。

第16期も米国事業の収益貢献化の促進と、日亜米欧の3極のシナジーによる広範な規模の国際共同治験の受託活動を積極的に行ってまいります。

Q 第16期の業績予想についてお聞かせください。

A 第16期の業績予想については、現時点では未定とさせていただきます。これは、世界各国で外出禁止令等の移動制限措置などが実施され、経済活動が停滞しており、経済活動の再開時期の見通しが立たない状況では、新規の治験の開始時期の遅れや既存案件の一時停止、医療機関への訪問停止など治験業務の一部が実施できないこと等が業績に与える影響を合理的に判断することが非常に困難なためです。

今後、これらの影響の範囲が特定され、当期業績を合理的に算出することが可能となった場合、速やかに業績予想を開示させていただきます。

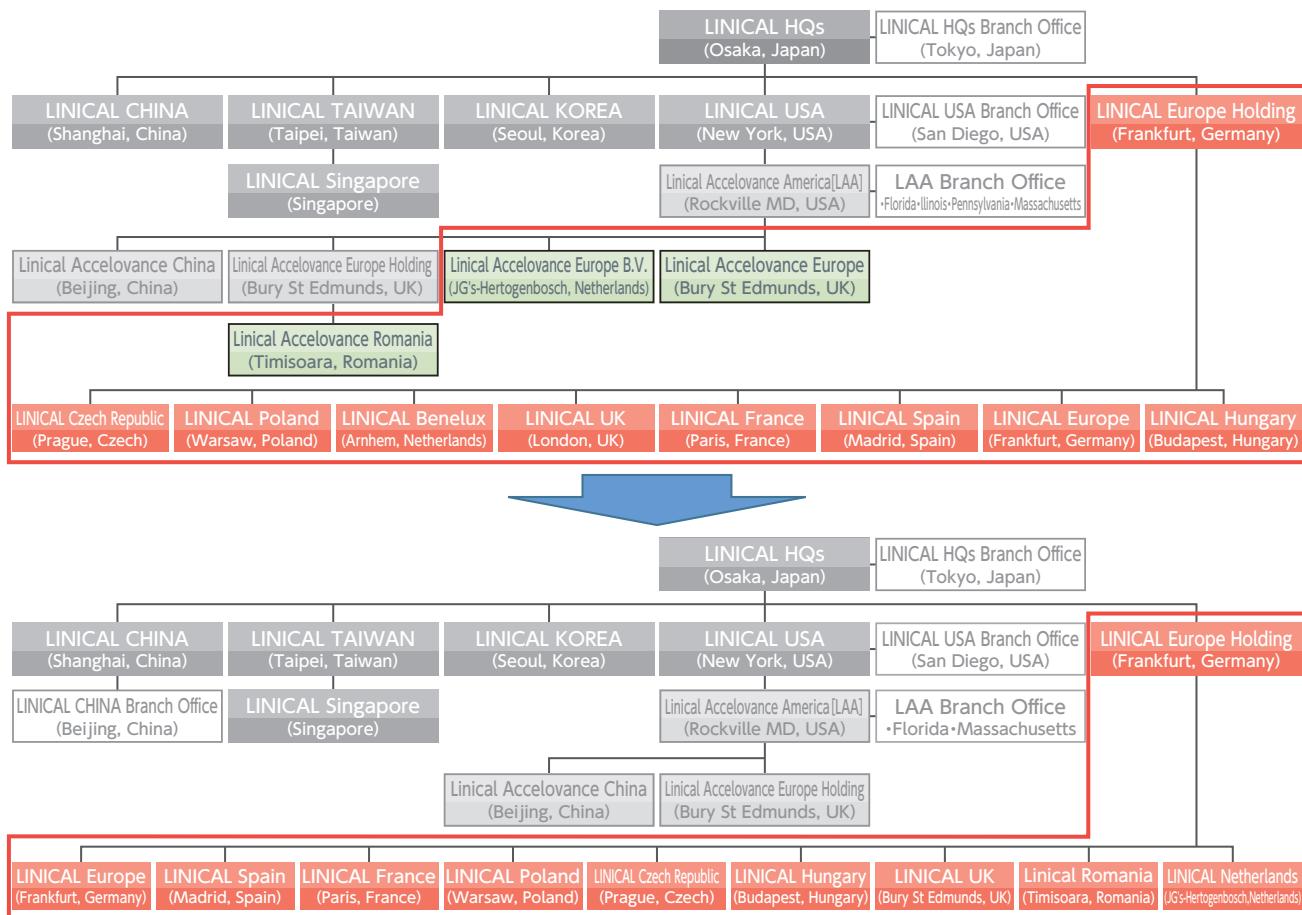
Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いします。

A 当社グループは今、世界を見据えた日本発の「グローバルCROのリニカル」としての足場を固める段階であり、まだまだ成長途上の若い企業です。今後も、積極的な投資を行って更なる成長を遂げてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループを長期的な視点で応援いただけますようお願いいたします。なお、利益還元につきましては、引き続き安定した配当によりお応えしてまいります。今後とも当社グループにご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

欧州子会社の再編

LINICAL Europe Holding GmbH (以下、LEH社)は、2014年11月の買収後6期連続して黒字を計上しており、当社の海外展開の核として成長を続けております。一方、2018年4月に買収したLinical Accelovance America, Inc. (以下、LAA社)は欧州に子会社3社を有しており、当社グループの欧州事業において展開地域や営業機能の重複、指揮命令系統の複雑性等が生じていました。このため、LEH社にLAA社の欧州子会社3社を統合・再編し、欧州部門の成長加速とグループ管理の実効性、意思決定の迅速性の向上を図りました。



Linical China 上海本店に続き、北京支店を開設 ～グローバルワンストップ開発ニーズへの対応力強化～

1. 設立の目的と経過

当社グループは、製薬会社からの国際共同治験のワンストップ受託ニーズに対応するため、アジア、欧州、米国などにおいて海外拠点の体制強化を進めております。

中国におきましては、昨年買収したLinical Accelovance America, Inc.が保有するLinical Accelovance China Ltd.（所在地：北京 以下LAC社）が既に事業を展開しておりますが、中国での新薬開発環境の成熟と市場の拡大に伴い、新薬開発ニーズは急速に高まっております。

このような状況下、日本の製薬会社から中国を含む国際共同治験に関する複数の委託および打診があり、中国での治験実施に対する需要は増大しております。かかる需要に対し当社は治験のスピード、品質及びスポンサーの利便性を更に向上させるため、2019年5月、中国・上海に日本本社直轄の子会社「立力科（上海）医薬科技有限公司」（英語名称：Linical China Co., Ltd.）を設立し、営業を開始しました。さらに、2020年2月には北京支店を開設し、中国拠点の拡充を行っております。

今後も受託案件の増加とともに、上記現地法人の規模と拠点を拡大し、中長期的にはLAC社との統合による効率的な事業基盤の確立についても検討し、世界第2位の医薬品市場である中国での製薬会社のグローバル開発ニーズに対応してまいります。

2. 新会社の概要

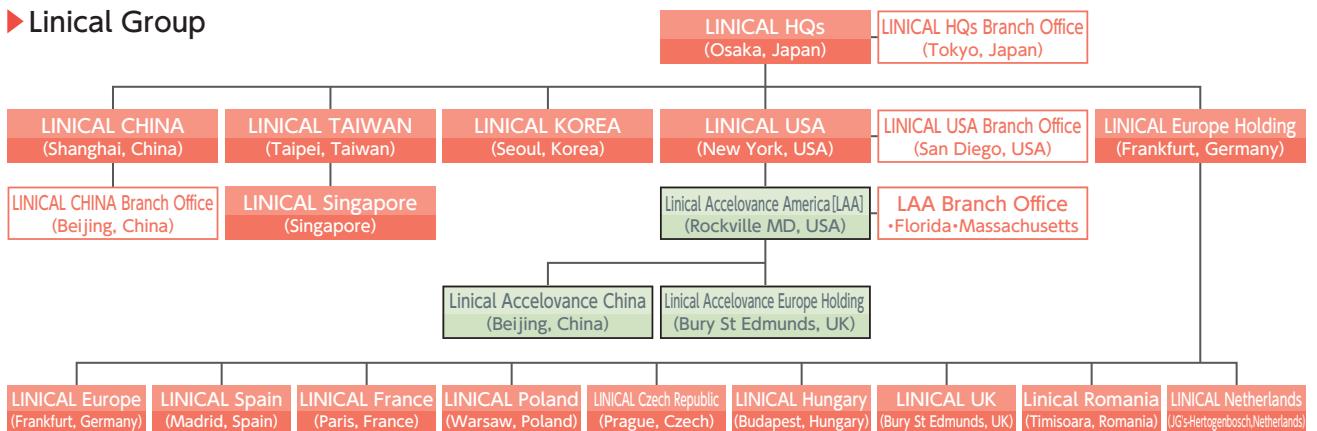
(1) 名称	立力科（上海）医薬科技有限公司 Linical China Co., Ltd
(2) 所在地	（上海本店） 中国 上海市 黄浦区 淮海中路222号 力宝広場26階31室 （北京支店） 中国 北京市 朝阳区 新源南路3号 平安国際金融中心B座17層37室
(3) 代表者	董事長 河合 順 （当社取締役副社長 品質管理本部長）
(4) 主な事業の内容	CRO事業
(5) 設立年月日	2019年5月28日
(6) 大株主及び持分比率	当社100%出資
(7) 従業員数	6名（2020年4月時点）



グローバル体制の確立が進行



▶ Linical Group



注) 2020年4月末時点のグループ体制を記載しております。



グローバル規模でワンストップ ～グローバルコラボレーション～

当社は日本発の唯一のグローバルCROとして、世界20ヶ国以上をカバーできる体制を整えており、現在はモニタリングのみならず、医薬品開発のプランニングから、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、薬事、ファーマコビジランスなどあらゆるサービスにおいて経験豊富なプロフェッショナル・メンバーが世界規模のサービスを提供しております。

Interview

今回はグローバルCROとして重要な役割を担う、当社グローバルプロジェクトマネジメント部 (Linical Accelovance America, Inc 出向) J.C.さんにインタビューしました。

Q1 日本に来たきっかけは何ですか？またそれはいつですか？

台湾でグローバルCROのCRAをしていた際、日本の製薬会社の治験を担当しておりましたので、日本の製薬会社が求めている質やサービスなどを包括的に理解する機会を得たこと、同時にさらに開発の仕事に興味を持ちました。2011年にリニカルと出会った時、当時はまだ日本しか拠点を持っていませんでしたが、リニカルが目指している世界に展開するという目標とその熱意に対して、自分もとても共感することができ、ぜひ力になりたいと思いリニカルで仕事することになりました。



Q2 現在、どのような業務をされていますか？

2020年1月まで本社GPM*1部門でPM*2を務めておりましたが、現在はLinical Accelovance America, Inc (フロリダ州) へ出向し、Linical Accelovanceの一員として引き続きPMの仕事継続しております。台湾でCRAでのキャリアを開始し、マレーシア、日本などのアジア/グローバル試験に携わり、今は日本主導のアジア/グローバル試験のプロジェクト管理を行っています。アメリカでは、違う文化の中で試験実施のノウハウを身につけながら、会社の運営についてもサポートしております。リニカルでは、英語、日本語、及びその他各国の言語でコミュニケーションできる、異なる文化的背景を持つ様々な国の出身スタッフが働いており、リニカル独自の社風に上手く溶け込んでいます。日本や欧米のビジネスカルチャーへの理解を深めながら、グローバル試験に関する知識も習得できることが、最大の強みであると感じています。

Q3 今後の目標、キャリアプランは？

アジア、ヨーロッパ、アメリカなどリニカルのグローバルネットワークがカバーする地域において、この数年で多数のグローバル治験の委託を頂きました。これらの試験の多くは、既存クライアントからの依頼です。これまでのひとつひとつの試験を着実に実行することによって高い評価を頂いた結果であり、全てのクライアント様と大きな信頼と協力関係が築けていると確信しています。アジアでの成功のみではなく、さらなるグローバル展開に向けて、今まで学んできた経験を生かして世界のどこでも対応できる臨床開発のグローバルパートナーを目指して、頑張りたいと思います。

*1 GPM：グローバルプロジェクトマネジメント、*2 PM：プロジェクトマネジメント

上場市場	東京証券取引所市場第一部
上場日	2013年3月8日
証券コード	2183
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会株主確定基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
その他の基準日	その他必要のある時は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単元株式数	100株
公告掲載方法	電子公告 (https://www.linical.co.jp/) ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 tel.0120-094-777（フリーダイヤル）
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 tel.0120-288-324（フリーダイヤル）

各種事務手続

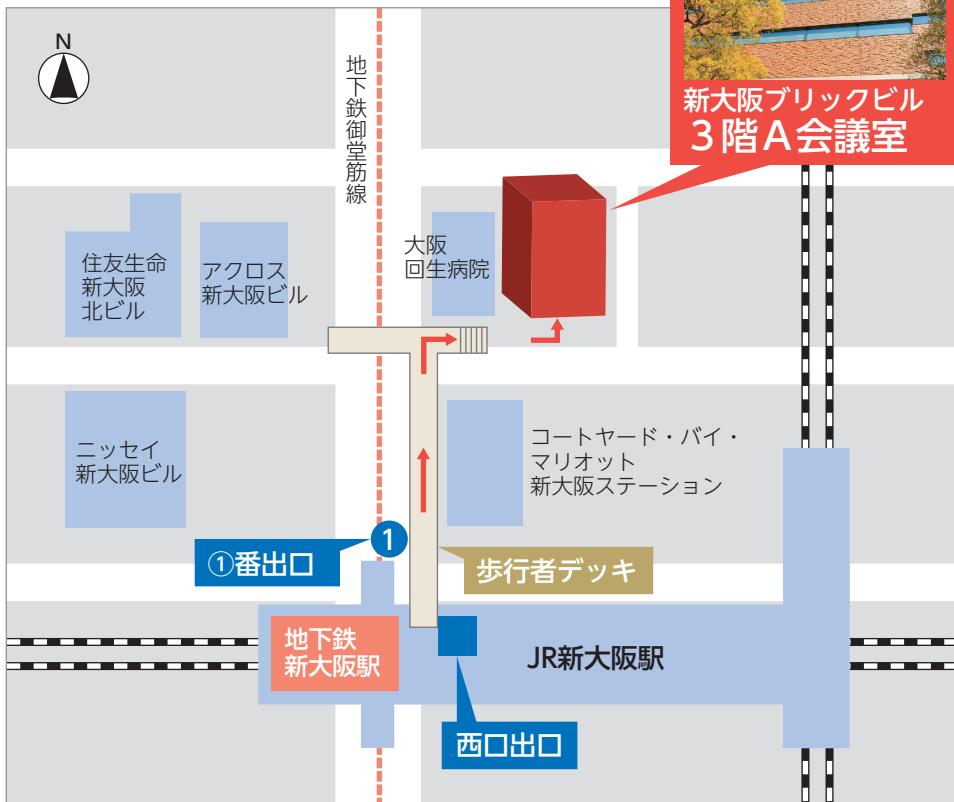
	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9：00～17：00）
各種手続お取扱店 （住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等）		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）
		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払い	未払配当金のお支払いについては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いします。	

（ご注意）特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

みずほ証券で単元未満株式の買増請求手続をされる場合は、事前にみずほ信託銀行が指定する口座に送金していただく必要があります。

株主総会会場ご案内図

〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
会場 新大阪ブリックビル3階A会議室
TEL : 06-6150-2582
FAX : 06-6150-2675



交通案内 最寄り駅

- JR新大阪駅 西口より 徒歩約 3分
- 地下鉄御堂筋線新大阪駅 ①番出口より 徒歩約 2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきました。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。